

令和元年度 第7回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和元年10月17日（木） 午後2時 開議  
城辺庁舎2階 インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第6回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第18号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（継続審議）
- 日程第5 議案第19号 宮古島市文化ホール条例の一部改正について（継続審議）
- 日程第6 議案第20号 宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について（継続審議）
- 日程第7 議案第22号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第23号 伊良部島小中一貫校グラウンド整備工事請負契約について
- 日程第9 その他 来間小学校、下地小学校の休校・統合について

## 議案第18号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）施行に伴い、宮古島市体育施設の使用料を改め、また条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成25年宮古島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号を削る。

別表第1 宮古島市佐良浜スポーツセンターの項を削る。

別表第2 を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

名称	開場時間
宮古島市陸上競技場	(1) 午前8時30分から午後9時30分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市城辺トレーニングセンター	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	
宮古島市伊良部勤労者体育センター	

別表第3の1の(1)表を次のように改める。

利用目的	入場料徴収の有無	利用者	利用時間			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時30分
陸上競技	入場料を徴	競技団体	円	円	円	円

場及びその他のアマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のための催物に専用する。	収める場合	(宮古島市スポーツ協会並びに同協会に加盟する団体及びその下部組織をいう。以下同じ。)及び学校(大学を含む。以下同じ。)	6,050	6,050	12,100	6,050
		上記以外のもの	12,100	12,100	24,200	12,100
	入場料を徴収しない場合	競技団体及び学校	2,750	2,750	5,500	2,750
		上記以外のもの	5,500	5,500	11,000	5,500
上記の利用目的で利用する場合の練習のために団体に専用する。	入場料徴収の有無、利用者及び利用時間の区分に応じそれぞれ上記の場合の半額					

衛生施設	興行	1時間につき	2,750円
	大会		440円

別表第3の1の(2)の表を次のように改める。

利用者	利用時間		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時30分
高校生以下	55円	55円	55円
学生・一般	110円	110円	110円

別表第3の1の(3)の表を次のように改める。

区分		使用料
会議室	1室1時間につき	550円
冷房設備		33円
放送設備	1日1回につき	550円
シャワー	1回につき	110円
屋外照明	6灯まで(日没～)	無料
	全灯1時間につき	1,650円

別表第3の1の(5)の表を次のように改める。

区分		使用料
中・高校生	1人2時間につき	110円
学生・一般		220円

別表第3の2の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時30 分	9時～ 17時	13時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分
一階 運動 室	アマチュアスポー ツ等に利用する場 合	円 4,400	円 5,500	円 6,600	円 9,900	円 12,100	円 16,500
	入場 料を 文化的催物 及びプロス	13,200	14,300	17,600	27,500	31,900	45,100

徴収しない場合	ポーツ的な催物の場合						
入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。					
徴収する場合	プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。					
小運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	385	605	715	990	1,320	1,705
	上記以外の場合	1,155	1,705	2,310	2,860	4,015	5,170

別表第3の2の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間 55円	回数券（11回） 550円
一般	2時間 110円	回数券（11回） 1,100円

別表第3の2の(4)の表を次のように改める。

場内放送施設	1回につき 1,210円
会議室	1時間につき 1,210円
照明施設	1灯につき 38円
衛生費	4時間未満 1,760円 4時間以上 3,520円

別表第3の3の表を次のように改める。

宮古島市民球場使用料				
区分	小・中・高校生	一般・団体・大 学生	職業チーム	その他
練習の場合	1時間につき 220円	1時間につき 550円	基本料金9時～ 13時 5,500円 13時～17時 5,500円	基本料金9時～13 時 5,500円 13時～17時 5,500円

				17時～21時30分 5,500円 超過料金1時間 につき 1,100 円	17時～21時30分 5,500円 超過料金1時間 につき 1,100円	
大会 の場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1試合につき 550円 1試合増すごと に330円を加算 する。	1試合につき 1,100円 1試合増すごと に550円を加算 する。	基本料金9時～ 13時 5,500円 13時～17時 5,500円 17時～21時30分 5,500円 超過料金1時間 につき 1,100 円	基本料金9時～13 時 5,500円 13時～17時 5,500円 17時～21時30分 5,500円 超過料金1時間 につき 1,100円	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	基 本 料 金	9時～13時 1,650円 13時～17時 1,650円 17時～21時30 分 1,650円	基 本 料 金	9時～13時 1,650円 13時～17時 1,650円 17時～21時30 分 1,650円	最高入場料（税 込）に100を乗じ て得た額に上欄 の使用料を加算 する。	最高入場料（税込） に100を乗じて得 た額に上欄の使用 料を加算する。
		1試合につき 880円第2試合 から1試合増す ごとに440円を 加算する。	1試合につき 1,320円第2試 合から1試合増 すごとに660円 を加算する。			
照明施設使用料（1時間当たりの使用料）						
小・中・高校生		2,200円		1時間未満でも1時間とみなす。		

一般・団体・大学生	2,750円	
職業チーム	3,850円	
その他	4,400円	
附属施設使用料		
シャワー室	1人1回につき 110円	
会議室	1時間につき 1,100円※クーラー使用は1時間につき550円加算	
場内放送装置一式	1回につき 1,100円	
スコアボード1式	1試合につき 220円	
衛生費	大会	1時間につき（1時間未満でも1時間とする。） 550円
	その他	〃 550円

別表第3の4の表を次のように改める。

区分			全面1時間あたり使用料（円/時間）	
			アリーナ	照明
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	小・中・高生	1,870円	3,300円
		大学・一般	3,740円	
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収する場合	小・中・高生	3,740円	6,600円
		大学・一般	7,480円	
利用者が職業チームの場合	入場料を徴収しない場合	/	14,960円	13,200円
			上記使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。	13,200円



興行・その他	入場料を徴収しない場合		11,220円	9,900円
	入場料を徴収する場合		上記使用料のほか、最高入場料(税込)の100人分を加算する。	9,900円
衛 生 施 設	練習	1時間につき		330円
	大会	1時間につき		660円
	興行	1時間につき		3,300円

別表第3の5の(1)の表を次のように改める。

利用目的	利用者	利用時間			屋外照明料 1時間につき き
		9時～13時	13時～17時	17時～21時 30分	
アマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のため	小中高校生	660円	660円	1,100円	1,100円
	大学生・一般	1,650円	1,650円	2,200円	1,100円
上記以外のもの		11,000円	11,000円	22,000円	2,200円

別表第3の5の(2)の表を次のように改める。

利用目的	利用者	利用時間		
		9時～13時	13時～17時	17時以降
アマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のため	小中高校生	550円	550円	1時間 220円
	大学生・一般	1,100円	1,100円	1時間 440円

上記以外のもの		5,500円	5,500円	1時間	2,200円
---------	--	--------	--------	-----	--------

別表第3の5の(3)中「200円」を「220円」に改める。

別表第3の6の表を次のように改める。

区分	利用時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用使用以外の個人利用の場合	9時～日没	無料
夜間照明施設の利用の場合	日没～21時	
	1時間につき	
	半分（36灯）使用の場合	550円
	全部（72灯）使用の場合	1,100円

別表第3の7の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 2,200	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 5,500	円 7,700
	入場料を徴収しない場合	6,600	6,600	8,800	13,200	15,400	22,000
	入場	文化的催物及びプロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入				

料を徴収する場合	の場合	場料（税込）の50人分を加算する。
	プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。

別表第3の7の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

別表第3の8の表を次のように改める。

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用利用以外の個人利用の場合		無料
夜間照明施設の利用の場合	日没から21時30分まで 30分につき	330円

別表第3の8備考中「1,050円」を「1,100円」に改める。

別表第3の9の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 3,300	円 3,300	円 3,300	円 6,600	円 6,600	円 9,900
	入場料を徴収しない場合	文化的催物及びプロスポーツ的な催物の場合	7,700	7,700	7,700	15,400	15,400

入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。
	プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。

別表第3の9の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

別表第3の10の表を次のように改める。

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用利用以外の個人利用の場合		無料

別表第3の10備考中「1,050円」を「1,100円」に改める。

別表第3の11の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 4,400	円 4,400	円 5,500	円 8,800	円 9,900	円 14,300
	入場料を徴収しない場合	8,800	8,800	9,900	17,600	18,700	27,500

合							
入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。					
徴収する場合	プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。					

別表第3の11の(2)表を次のように改める。

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

別表第3の「12 佐良浜スポーツセンター使用料」の表を削る。

別表第3の13の表を次のように改める。

#### 12 伊良部勤労者体育センター使用料

区分	9時～12時	12時～17時	17時～21時 30分	全日	超過料（1時間当たり）
一般	1,100円	1,650円	1,650円	3,850円	440円
高校生以下	550円	880円	880円	1,980円	220円
入場料を徴収する場合	5,500円	8,800円	8,800円	19,800円	2,200円
放送装置を使用する場合	330円を追加徴収する。	550円を追加徴収する。	330円を追加徴収する。	1,210円を追加徴収する。	

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第19号

宮古島市文化ホール条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行に伴い、宮古島市文化ホールの使用料及び冷房使用料を改めるには、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市文化ホール条例の一部を改正する条例

宮古島市文化ホール条例（平成 17 年宮古島市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表を次のように改める。

時間		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 17 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時
無料		円	円	円	円	円	円
	平日	9,350	19,800	23,650	27,500	40,700	47,300
	土日・祝 祭日	11,550	24,750	29,700	34,650	51,150	59,400
500 円未満	平日	11,550	24,750	29,700	34,650	51,150	59,400
	土日・祝	14,300	30,800	36,850	42,900	63,800	74,250
	祭日						
500 円以上 1,000 円未 満	平日	14,300	30,800	36,850	42,900	63,800	74,250
	土日・祝	17,600	38,500	46,200	53,900	79,750	92,400
	祭日						
1,000 円以 上 1,500 円 未満	平日	22,000	46,200	56,100	64,900	95,700	111,100
	土日・祝	26,400	58,300	69,300	81,400	119,900	138,600
	祭日						
1,500 円以 上 2,000 円 未満	平日	26,400	58,300	69,300	81,400	119,900	138,600
	土日・祝	33,000	72,600	86,900	101,200	149,600	173,800
	祭日						
2,000 円以 上 3,000 円 未満	平日	33,000	72,600	86,900	101,200	149,600	173,800
	土日・祝	41,800	90,200	108,900	126,500	187,000	216,700
	祭日						

3,000 円 以 上 4,000 円 未満	平日	41,800	90,200	108,900	126,500	187,000	216,700
	土日・祝	51,700	111,100	135,300	158,400	234,300	271,700
	祭日						
4,000 円 以 上	平日	51,700	111,100	135,300	158,400	234,300	271,700
	土日・祝	64,900	138,050	166,100	198,000	292,600	338,800
	祭日						

別表備考中「5,250 円」を「5,500 円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 20 号

宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年 8 月 19 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の施行に伴い、学校施設使用料を改めるには、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校施設使用料徴収条例（平成 17 年宮古島市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に、「8,400」を「8,800」に改める。

別表備考中「315 円」を「330 円」に、「31 円」を「33 円」に改める。

別表の(2)の表中「1,050」を「1,100」に、「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 22 号

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年 10 月 17 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）の施行及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の施行に伴い、公民館使用料等の変更を行うには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例（平成 17 年宮古島市条例 198 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

1 中央公民館

利用時間 室名	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	9 時～ 17 時	17 時～ 22 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時	1 時間につき
多目的ホール	7,920	10,560	21,120	13,200	23,760	34,320	2,200
スタジオ 1	1,980	2,640	5,280	3,300	5,940	8,580	1,540
スタジオ 2	660	880	1,760	1,100	1,980	2,860	1,100
スタジオ 3	660	880	1,760	1,100	1,980	2,860	1,100
研修室 1	660	880	1,760	1,100	1,980	2,860	1,100
研修室 2	660	880	1,760	1,100	1,980	2,860	1,100
研修室 3	660	880	1,760	1,100	1,980	2,860	1,100
和室	1,980	2,640	5,280	3,300	5,940	8,580	1,540
調理室	3,300	4,400	8,800	5,500	9,900	14,300	1,540
ギャラリー	1,980	2,640	5,280	3,300	5,940	8,580	1,540

2 下地公民館

利用時間 室名	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	9 時～ 17 時	17 時～ 22 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時	1 時間につき
大講堂	2,640	3,190	5,280	6,490	7,700	9,900	1,760
小講堂	550	550	1,100	1,100	1,540	2,090	1,100
視聴覚室	1,100	1,100	2,200	2,200	3,080	4,180	1,100
調理室	1,100	1,100	2,200	2,200	3,080	4,180	1,100
和室	550	550	1,100	1,100	1,540	2,090	1,100

### 3 伊良部公民館

利用時間 室名	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9時～ 12時	13時～ 17時	9時～ 17時	17時～ 22時	13時～ 22時	9時～ 22時	1時間につき
ホール	7,700	8,800	15,400	15,400	20,900	28,600	2,200
和室	660	880	1,540	1,540	1,760	2,420	1,100
実習室	1,100	1,540	2,200	2,200	2,640	3,740	1,100
会議室	660	880	1,540	1,540	1,760	2,420	1,100
高齢者・子供交流室	660	880	1,540	1,540	1,760	2,420	1,100
視聴覚室	1,100	1,540	2,200	2,200	2,640	3,740	1,100
控え室	660	880	1,540	1,540	1,760	2,420	1,100

### 4 久松地区公民館、西原地区公民館、下崎地区公民館

利用時間 室名	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	冷房費
	9時～ 12時	13時～ 17時	9時～ 17時	17時～ 22時	13時～ 22時	9時～ 22時	1時間につき
大ホール	4,950	5,995	10,945	12,100	19,800	24,200	1,760
料理講習室	1,100	1,100	2,200	2,200	3,300	4,400	1,100
講座研修室	550	550	1,100	1,100	1,650	2,200	1,100

#### 備考

- 1 入場料を徴収する場合は、使用料の2倍に相当する額を徴収する。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 ピアノの使用料は1時間につき550円とする。
- 4 中央公民館研修室は間仕切りがあり、2室以上使用する場合は、各室の料金を加算して徴収する。
- 5 中央公民館研修室の冷房費は2室使用1,650円、全室使用1,925円とする。
- 6 休憩時間（昼食・夕食等）で使用しない場合でも室料・冷房費は徴収する。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第 23 号

伊良部島小中一貫校グラウンド整備工事請負契約について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和元年 10 月 17 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

伊良部島小中一貫校グラウンド整備工事の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。